

政令第三百十号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第六条）

第二章 経過措置（第七条―第十一条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「厚生年金保険の被保険者（当該厚生年金保険の被保険者）」を「第一号等厚生年金被保

険者（法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいい、当該第一号等厚生年金被保険者）」に

改める。

第七条第一項第二号中「掲げる業務」の下に「（個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）の個人型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）」を加える。

第十一条第一号中「企業型年金加入者であつて」を「企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であつて、」に改め、「掲げる者」の下に「（以下この条及び第三十六条第四号において「他制度加入者」という。）」を加え、同号口中「以下「坑内員等」という。」を削り、同条第二号中「企業型年金加入者」を「個人型年金同時加入制限者」に、「前号イからハまでに掲げる」を「、他制度加入者である」に改め、同条に次の二号を加える。

三 個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者以外のもの 三万五千円

四 個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの 一万五千五百円

第十五条第一項第一号イ中「二において」を「ハ及びニにおいて」に改める。

第三十一条第三項第二号中「掲げる業務」の下に「（個人型年金同時加入可能者の企業型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）」を加える。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十六条第二号中「第二号加入者」の下に「（次号及び第四号において「第二号加入者」という。）であつて、次号及び第四号に掲げる者以外のもの」を加え、同条に次の三号を加える。

三 第二号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 二万円

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千元

五 法第六十九条に規定する第三号加入者 二万三千元

第四十四条第一項中「業務」を「その業務」に、「連合会」ととあるのは「連合会」を「支払う

べき一時金」とあるのは「支払うべき一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条において同じ。）」と、「一時金の支払金」とあるのは「一時金の支払金」に、「給付（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号））」を「給付（確定拠出年金法）」に改める。

第四十九条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第五十九条第一項第一号中「次条第一項第一号ロ」を「次条第一項」に、「において厚生労働省令で定めるところにより計算した」を「における企業型年金の」に改め、同条第三項中「における」の下に「当該企業型年金の」を加える。

第六十条第一項中「附則第三条第一項第五号」を「附則第三条第一項第三号」に、「次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額」を「第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除した額」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額
- 二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を

拋出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者が拋出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拋出していないものの額

三 法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産又は法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

第六十条第二項中「附則第三条第一項第五号」を「附則第三条第一項第三号」に、「五十万円（同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあつては、二十五万円）」を「二十五万円」に改め、同条第三項中「個人別管理資産額」を「当該個人別管理資産額」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法附則第三条第一項第三号に規定する通算拋出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間の算定の基礎となるときは、その月は、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間のうち一

の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表第十一条第一号の項を次のように改める。

第十一条第一号	企業型年金加入者であつて次に掲げる者	企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができ、 （次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であつて、次に掲げる者（以下この条において「他制度加入者」という。）
---------	--------------------	---

第三条第四項の表第十一号第二号の項を次のように改める。

	五万千円	五万五千円
第十一号第二号	二 企業型年金加入者であつて前号イからニまでに掲げるもの 二万五千五百円	二 個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの 二万七千五百円 三 個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。次号において同じ。）であつて、他制度加入者以外のもの 三万五千円 四 個人型年金同時加入可能者であつて

、他制度加入者であるもの 一万五千
五百円

第三条第五項中「第百条の二第二項」を「第百条の二第五項」に、「健康保険組合」を「健康保険組合若しくは」に改め、同条第六項中「改正後確定給付企業年金法施行令」を「確定給付企業年金法施行令」に改め、同条第七項の表以外の部分中「改正後確定拠出年金法施行令」を「確定拠出年金法施行令」に改め、同項の表第二十六条の項の前に次のように加える。

第一条の二

確定給付企業年金（

存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）、「確定給付企業年金（

	確定給付企業年金、 確定給付企業年金	存続厚生年金基金、確定給付企業年金、 存続厚生年金基金、確定給付企業年金
第九条の二	確定給付企業年金	存続厚生年金基金、確定給付企業年金

第三条第七項の表第二十六条の項を次のように改める。

第二十六条	企業年金基金（ 企業年金基金に	厚生年金基金（平成二十五年改正法附則 第三条第十二号に規定する厚生年金基金 をいい、解散した厚生年金基金を含む。 以下同じ。） 企業年金基金（ 厚生年金基金及び企業年金基金に
	企業年金基金に	厚生年金基金及び企業年金基金に

第三条第七項の表第二十六条の項の次に次のように加える。

第三十六条第四号	他制度加入者	他制度加入者（事業主が設立している存 続厚生年金基金の加入員を含む。）
----------	--------	--

第四十九条第三項中「第百条の二第一項」を「第百条の二第五項」に、「健康保険組合」を「健康保険組合若しくは」に改める。

(国民年金基金令の一部改正)

第三条 国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 解散及び清算(第三十六条―第四十二条)」を

「第七節 解散及び清算(第三十六条
第八節 合併及び分割(第四十二条

―第四十二条)

に改める。

の二・第四十二条の三)」

第二十七条第一項中「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第二項中「作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければ」を「作成しなければ」に改める。

第一章に次の一節を加える。

第八節 合併及び分割

(合併及び分割の公告)

第四十二条の二 法第三百三十七条の三の二に規定する吸収合併存続基金又は法第三百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割承継基金は、法第三百三十七条の三第一項の規定による吸収合併又は法第三百三十七

条の三の七第一項の規定による吸収分割（次条の表以外の部分において「吸収分割」という。）をしたときは、二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該吸収合併又は吸収分割の認可の年月日

二 法第三百三十七条の三の二に規定する吸収合併消滅基金又は法第三百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割基金（次条の表以外の部分において「吸収分割基金」という。）の名称及び所在地

2 法第三百三十七条の三の五第一項及び法第三百三十七条の三の十一第一項並びに前項の規定による公告は、第八条に規定する方法によりしなければならない。

（吸収分割に関する技術的読替え）

第四十二条の三 法第三百三十七条の三の十三において吸収分割基金が吸収分割をする場合について会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の規定を準用する場合においては、同条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項

吸収分割にあつては同法第七百五十七條に規定

国民年金法第三百三十七條の

<p>第二項及び第二項 第一項及び第二項</p>	
<p>第二項第一項第二号 及び第二項、第三号 、第四号第一項及び 第四項並びに第六号 第一項及び第二項</p>	<p>分割契約等</p> <p>する吸収分割承継会社、新設分割にあつては同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社</p> <p>分割契約等（吸収分割にあつては吸収分割契約（同法第七百五十七条の吸収分割契約をいう。以下同じ。））、新設分割にあつては新設分割計画（同法第七百六十二条第一項の新設分割計画をいう。以下同じ。）</p>
<p>吸収分割契約</p>	<p>三の七第二項に規定する吸収分割承継基金</p> <p>吸収分割契約（同項の吸収分割契約</p>

第四条第四項、第五 条第三項並びに第六 条第二項及び第三項	会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条 第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十 六条第一項	国民年金法第三百三十七条の 三の十二第一項
-------------------------------------	---	--------------------------

第四十三条中「第三百三十七条の十五第二項第二号」を「第三百三十七条の十五第二項第三号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 基金への助言又は指導

第四十五条第二項中「もとの」を「元の」に改め、「前後の加入員期間」の下に「（法附則第五条第十
二項の規定により被保険者とみなされた場合に係る加入員期間を除く。）」を加える。

第五十一条第二項の表第二十四条の項の次に次のように加える。

第二十七条第一項	に届け出なければならない	の認可を受けなければならない
----------	--------------	----------------

第五十一条第二項の表第二十七条第二項の項を次のように改める。

第二十七条第二項	法第百十九条の三	法第三百三十七条の七第一項
設立委員又は発起人		発起人

作成しなければならない

作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない

(所得税法施行令の一部改正)

第四条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第二号中「」及び「を以下この号において「企業型年金加入者期間」という。」と、当該計算の基礎となつた」に、「を合算した」を「のうち企業型年金加入者期間と重複していない期間とを合算した」に改める。

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは」を「第六十二条第一項第一号中「又は第九十条の三

第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項又は」に改める。

一 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第二十三条

二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第十二条

（厚生労働省組織令の一部改正）

第六条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条中「企業年金国民年金基金課」を「企業年金・個人年金課」に改める。

第二百二十八条（見出しを含む。）中「企業年金国民年金基金課」を「企業年金・個人年金課」に改め、

同条第一号中「確定拠出年金並びに石炭鉱業年金基金並びに」を「石炭鉱業年金基金並びに確定拠出年金及び」に改める。

第二百二十九条第一号及び附則第八条中「企業年金国民年金基金課」を「企業年金・個人年金課」に改め

る。

第二章 経過措置

（個人型年金加入者となることができる企業型年金加入者の資格を取得した場合の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第七条 個人型年金加入者（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条及び第九条において同じ。）であつて、その個人型年金（法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。以下この条及び次条において同じ。）に個人別管理資産（法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）があるものが、この政令の施行の日から確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間（以下「経過期間」という。）に新たに企業型年金（法第二条第二項に規定する企業型年金をいい、その企業型年金規約（法第四条第三項に規定する企業型年金規約をいう。）において企業型年金加入者（法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。）が個人型年金加入者となることができることを定めているものに限る。以下同じ。）の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、厚生労

働省令で定めるところにより、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。次条において同じ。）に対し、その個人型年金の個人別管理資産の移換をしないことを申し出たときは、法第八十条第一項第二号の規定にかかわらず、当該申出をした者の当該個人型年金の個人別管理資産を移換しないものとする。

第八条 個人型年金運用指図者（法第二条第十一項に規定する個人型年金運用指図者をいう。第十条において同じ。）であつて、その個人型年金に個人別管理資産があるものが、経過期間に新たに企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人型年金の個人別管理資産の移換をしないことを申し出たときは、法第八十条第一項第三号の規定にかかわらず、当該申出をした者の当該個人型年金の個人別管理資産を移換しないものとする。

（個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でもある企業型年金加入者が企業型年金加入者の資格を喪失した場合の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第九条 企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であ

つて、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金加入者であるときにおいて、厚生労働省令で定めるところにより、当該者が連合会（法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その企業型年金の個人別管理資産（当該個人別管理資産がある場合に限る。次条において同じ。）の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関（法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。次条において同じ。）は、当該申出をした者の当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

第十条 企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であつて、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者であるときにおいて、厚生労働省令で定めるところにより、当該者が連合会に対し、その企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第十一条 この章に定めるもののほか、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に関し必要な経過措

置は、厚生労働省令で定める。

附 則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七条第一項（同令第五十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。